

参 考 資 料

第 9 0 6 回定例会（令和 6 年 7 月）

- 議案第 1 号
青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について

P1~3

青森県いじめ防止対策審議会委員（案）

現

新

氏 名	所 属 等	専 門 等	委 嘱 期 間	氏 名	所 属 等	専 門 等	委 嘱 期 間
竹中 孝	竹中法律事務所	弁護士	R4.7.30 ~ R6.7.29	再任			R6.7.30 ~ R8.7.29
斉藤 まなぶ	弘前大学大学院保健学研究科 弘前大学医学部心理支援科学科 教授	精神科医	R4.7.30 ~ R6.7.29	再任			R6.7.30 ~ R8.7.29
内海 隆	青森公立大学特別教授	教 育	R4.7.30 ~ R6.7.29	西村 吉弘	青森公立大学准教授	教 育	R6.7.30 ~ R8.7.29
関谷 道夫	青森県公認心理師・臨床心理士協会 顧問	臨床心理士	R4.7.30 ~ R6.7.29	再任			R6.7.30 ~ R8.7.29
鳴海 春輝	青森県社会福祉士会長	社会福祉士	R4.7.30 ~ R6.7.29	納谷 むつみ	青森県社会福祉士会会長	社会福祉士	R6.7.30 ~ R8.7.29
加川 香寿美	青森県高等学校PTA連合会	保護者	R4.7.30 ~ R6.7.29	再任			R6.7.30 ~ R8.7.29

青森県いじめ防止対策審議会条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 7 日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第 69 号

青森県いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会に青森県いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、県立学校におけるいじめ防止対策推進法第 1 条に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項、同法第 28 条第 1 項の規定による調査に関する事項その他同法第 2 条第 1 項に規定するいじめに関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 6 人以内をもって組織し、その委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第 4 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数を

もって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年9月青森県条例第39号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第43号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略